

随意契約とする理由書（特命随契）

件 名		事業年度		契約番号	
広島市水道料金等徴収業務（第1エリア）		令和8年度			
場 所					
広島市中区基町9番32号 中央営業所					
契約期間				種目名	
契約締結の日から令和13年3月31日まで （地方自治法第214条に基づく債務負担行為に係る契約）				30-15 その他	
見 積 者	所 在 地	広島市安佐南区古市一丁目34番9号			
	商 号	第一環境株式会社 広島支店	業者コード	18197	
【根拠規定】 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第二号該当					
【特命随契の理由】 本市水道事業の経営改革の一環として、現在、水道料金等徴収業務を委託しているところであるが、更なる経営の効率化を図るため、これまで直営業務としていた安佐南、安佐北、安芸及び佐伯営業所における調定及び清算業務を新たに委託するとともに、競争性を確保するため、二つのエリアに分割し、第1エリア（中央営業所）及び第2エリア（安佐南、安佐北、安芸及び佐伯営業所）に分割し、包括委託するものである。 広島市水道料金等徴収業務プロポーザル審査委員会において、本業務に係る実施方針、実施体制その他民間事業者が有するノウハウについて提案書の提出を求め、応募のあった3者からの提案について、学識経験者2名の意見を参考に審査した。 この結果、第一環境株式会社広島支店を本業務の受託候補者として特定したことから、同業者と特命随意契約を締結するものである。					
※ 事務処理 ☐ 緊急に発注を要する応急復旧工事 ☒ 競争入札参加条件選定委員会で審議済					